

特定建設作業の種類と届出根拠法等

市条例については、騒音規制法，振動規制法で届け出ていない作業について届け出てください。

騒音規制法		振動規制法	市条例	
一	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機（もんけんを除く） ・くい抜機または くい打くい抜機 (圧入式を除く) (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) 	一 <ul style="list-style-type: none"> ・くい打機（もんけん及び圧入式を除く） ・くい抜機（油圧式を除く） ・くい打くい抜き機 (圧入式を除く) 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・くい打機 (もんけんを除く) ・くい抜機 ・くい打くい抜機 (圧入式を除く)
二	<ul style="list-style-type: none"> ・びょう打機 		2	<ul style="list-style-type: none"> ・びょう打機 ・インパクトレンチ
三	<ul style="list-style-type: none"> ・さく岩機 (1日 50m を超えない作業) (手持式、ジャイアントブレイカー含む) 		3	<ul style="list-style-type: none"> ・さく岩機 (ジャイアントブレイカーを除く。1日 50m を超えない作業)
四	<ul style="list-style-type: none"> ・空気圧縮機 (電動機以外の原動機械を用いるものであって、定格出力が 15kw 以上。削岩機に使用する作業を除く。) 		4	<ul style="list-style-type: none"> ・空気圧縮機 (電動機以外の原動機械を用いるものであって、定格出力が 15kw 以上。削岩機に使用する作業を除く。)
五	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント (混練容器 0.45 m³以上) ・アスファルトプラント (混練重量 200kg 以上) モルタル製造を除く 		5	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートプラント (混練容器 0.45 m³以上) ・アスファルトプラント (混練重量 200kg 以上) モルタル製造を除く
		二	6	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼球を使用して工作物を破壊する作業
		三	7	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装版破碎機 (1日 50m を超えない作業)
		四	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレイカー (手持式を除く。1日 50m を超えない作業)
六	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ (出力 80kw 以上) 	低騒音型除く	9	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ ・パワーショベル ・ブルドーザー ・その他の整地機または掘削機
七	<ul style="list-style-type: none"> ・トラクターショベル (出力 70kw 以上) 			
八	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザー (出力 40kw 以上) 			
			10	<ul style="list-style-type: none"> ・振動ローラー
対象：用途地域、市街化調整区域のうち保品、米本、島田台、桑橋の一部。		対象：用途地域、市街化調整区域のうち保品、米本、島田台、桑橋の一部。除：工業専用地域		対象：市内全域

特定建設作業の開始の日の7日前までに届け出てください。(災害・非常事態の場合は速やかに)